

地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の 計画書提出期限を延長します

事業者が熊本県内において事業所の設置・整備、雇入れを行った場合に適用される、下記の「地域雇用開発助成金(熊本地震特例)」について、熊本県の状況等を踏まえ、特例を受けるために必要な計画書の提出期限を**平成30年4月2日(※)まで延長**します。

事業者の皆様には、積極的なご利用をいただきますよう、お願いします。

(※) 関係法令の改正により、計画書の提出期限が平成29年10月18日から平成30年3月31日(土)まで延長されましたが、同日は熊本労働局の閉庁予定日のため、計画書の提出は同年4月2日(月)まで受付いたします。

【地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の概要】

① 対象となる設置・整備費用の範囲

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費

拡大

熊本地震特例

- 雇用拡大のために必要な施設または設備の新設、増設、購入、賃借に要した経費
- 熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費
- 宿舍借り上げ経費や通勤バス経費(借り上げた通勤車両の費用)

② 対象労働者の範囲

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者(雇用機会が不足している地域などに居住する求職者に限る)

拡大

熊本地震特例

- ハローワークなどの紹介によって雇い入れる求職者
- 平成28年4月14日から同年10月18日の間に、熊本地震により一時離職した者(※)
(※) 熊本地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者

③ 支給額

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)			
	3(2)~4	5~9	10~19	20以上
300以上 1,000未満	48,60 (50)	76,96 (80)	143,180 (150)	285,360 (300)
1,000以上 3,000未満	57,72 (60)	95,120 (100)	190,240 (200)	380,480 (400)
3,000以上 5,000未満	86,108 (90)	143,180 (150)	285,360 (300)	570,720 (600)
5,000以上	114,144 (120)	190,240 (200)	380,480 (400)	760,960 (800)

引上げ

熊本地震特例

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)		
	3(2)~4	5~9	10人
300以上 1,000未満	100万円	160万円	300万円
1,000以上 3,000未満	120万円	200万円	400万円
3,000以上 5,000未満	180万円	300万円	600万円
5,000以上	240万円	400万円	800万円

※ 生産性の向上が認められない場合は左側の、認められる場合は右側の額を支給
※ ()内は創業の場合で、初回支給時に倍額を支給

※ ()内は創業の場合

裏面に、地域雇用開発助成金(熊本地震特例)の概要をまとめていますので、ご参照ください。



地域雇用開発助成金（熊本地震特例）のご案内

制度概要

事業主が、①熊本県内において事業所の設置・整備を行い、②求職者を雇い入れた場合に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた地域雇用開発助成金を、1年ごとに最大3回支給します。

主な支給要件

①	熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
②	平成30年4月2日までに 計画書を提出すること ※ 平成30年3月31日（土）は熊本労働局の閉庁予定日のため、計画書の提出は同年4月2日（月）まで受け付けます。 ※ 計画を開始する日から事業所の設置・整備および雇入れ完了までの期間は最大18か月です。
③	以下の者を雇い入れること ハローワーク等の紹介により雇い入れた労働者、または平成28年4月14日から同年10月18日の間に熊本地震により一時離職した者（熊本地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者。 ※ その他、対象労働者の要件があります。
④	事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること ※ 修理・修繕費、通勤バス経費（借り上げた通勤車両の費用）、宿舍借り上げ経費も対象となります。
⑤	事業所の被保険者数が増加していること ※ 計画を開始する日の前日と完了日を比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限となります。
⑥	労働関係法令を遵守していること

支給額（1回の支給額）

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、熊本労働局長へ完了届（支給申請書）を提出してください。1回の申請につき、以下の金額が支給されます（1年ごとに最大3回）。

（ ）内は創業の場合のみ適用

設置・整備費用	対象労働者の増加数		
	3（2）～4人	5～9人	10人以上
300万円以上1,000万円未満	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	240万円	400万円	800万円

○ 大規模雇用開発計画に係る特別措置

対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備費用が50億円以上で大規模雇用開発計画を提出した事業主については、支給要件に応じて0.95億円～2.4億円の助成

○ 戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特別措置

1回目の支給時に雇入れ1人あたり 50万円上乗せ

その他、ご不明な点がございましたら、労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。